

広島県アルコール健康障害相談員設置要領

(設置)

第1条 アルコール健康障害を有する者が、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けることができるようにするため、「広島県アルコール健康障害相談員」（以下「相談員」という。）を設置する。

(業務)

第2条 相談員の業務及び対象者は、次のとおりとする。

業務	対象者
アルコール健康障害に関する相談等 (節酒指導、早期介入、受診援助及び広島県アルコール健康障害サポート医等との連携)	保健所、保健センター等で 保健指導及び相談支援に 従事する職員等

(研修の実施等)

第3条 広島県アルコール健康障害相談員養成研修として県が実施又は認定する研修を修了した者の名簿を作成するとともに、別記様式第1号の認定書を交付する。

(相談員の登録)

第4条 県は、第3条の研修を修了した者のうち、県内の保健所、保健センター等で保健指導及び相談支援に従事する職員等を相談員として登録する。

2 相談員は、アルコール健康障害相談員の業務に従事しなくなったときその他前項の登録内容に変更があった場合は、その旨を県に届け出るものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、疾病対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

第 号

認 定 書

【広島県アルコール健康障害相談員】

（認定される者の氏名）

あなたを、広島県アルコール健康障害相談員として認定します。

年 月 日

広島県知事 ○ ○ ○ ○